

中山間ふるさと・水と土保全対策事業

(ふる水基金)

1. 趣旨

農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能やこれと併せて発揮される国土の保全、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、農地や土地改良施設の利活用に係る地域住民の共同活動（以下「地域住民活動」という。）の活発化を図ることが重要である。また、地域住民活動の活発化は地域連帯感の新たな醸成や地域コミュニティの発展につながるものと考えられる。

このため、中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行うために本事業を実施するものである。

2. 事業内容

都道府県に基金を造成し、その運用益等の活用により、次の事業を実施する。（平成5年度から平成9年度において造成済）

① 調査研究事業

地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設や農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査並びに土地改良施設や農地の機能保全に資する工法等の研究を行う事業

② 研修事業

①の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成を行う事業

③ 推進事業

都道府県委員会等の設置及び運営、保全整備活動を実践するための組織の構想化、啓発・普及等を行う事業

3. 事業対象地域

過疎地域、振興山村、離島振興地域、半島振興地域、特定農山村地域のいずれかの地域が位置する市町村又はこれらの市町村と一体として事業推進することが効果的な地域

4. 事業実施主体

都道府県

5. 補助率

1 / 3 以下

【担当課：農村振興局地域振興課】